

仕 様 書

この仕様書は、盛岡市が発注する市営月が丘アパート1・2号館非常用照明器具交換修繕を受注する者に適用するものである。

1 総 則

本修繕において、設計書や特記仕様書に記載されていない事項は「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房長官監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」による。

2 修繕内容

- (1) 件名 市営月が丘アパート1・2号館非常用照明器具交換修繕
- (2) 工期 契約日の翌日から令和5年12月25日（月）まで
- (3) 場所 市営月が丘アパート1号館及び2号館（盛岡市月が丘三丁目 232番2）

3 修繕の概要

- (1) 非常用照明器具の交換（全68戸）

共用部分廊下等に設置してある既設非常用照明器具を撤去し、新規のLED非常用照明器具に交換する。

ア 市営月が丘アパート1号館 4階建 32台（FL20W-1 直付 富士型）

共用部分廊下等

イ 市営月が丘アパート2号館 4階建 36台（FL20W-1 直付 富士型）

共用部分廊下等

- (2) 自己点検用リモコン（全2台）

新規に設置したLED非常用照明器具に対応する自己点検リモコンを(1) ア及びイ各棟1台納品する。

- (3) 発生材処分

修繕の実施に伴い発生した産業廃棄物について処分を行う。また、産業廃棄物の種類ごとにマニフェストの写しを提出する。

4 監 理

- (1) 施工箇所がすでに供用されている住宅であるため、入居者及び近隣住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工にあたっては、事前に市担当者とは十分に打ち合わせを行い、本住宅の入居者等に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後はその個所について完成確認を受けること。

- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等の物とする場合は、市担当者の承諾を受けること。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うこと。
- (4) 調査等にて重大な不良個所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 工事に必要な水、電力等の使用については、使用前に市担当者と協議すること。なお、使用に係る費用負担は受注者で行うこと。
- (6) 機器設置後は動作確認を行うこと。
- (7) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

5 主な提出書類

- (1) 修繕着手届
 - (2) 当初（変更）業務工程表届
 - (3) 納入仕様書
 - (4) 修繕完了届
 - (5) 作動確認報告書
 - (6) 出荷証明書
 - (7) 製品保証書
 - (9) 施工写真
 - ア 材料検収時、施工前、施工中及び施工後
 - イ 発生材処分の分別状況、産廃運搬車許可番号及び車番
- ※写真は修繕項目毎にカラー印刷で出力し、棟番号及び設置箇所ごとに把握できるよう修繕写真一式として提出すること。上記項目以外のその他写真については、特段の指示がない場合は受注者の判断により必要に応じて提出すること。
- (10) その他、発注者が必要と認める書類
- ※ 提出書類は実工程に応じてそれぞれ速やかに提出すること。

6 その他

- (1) 業務の履行に際し疑義が生じた場合、発注者、受注者両者で協議のうえ速やかに処置するものとする。
- (2) 修繕実施場所における駐車場の利用が必要な場合は、事前に建築住宅課の担当者と協議すること。